岐阜

県

公報

毎週

(金曜日)

発行

令和六年五月二十八日

	第 496	号		岐	Ē	阜県	公	報		令和	6年5	月28日	(230)
発 行 所 (土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、次の土地改良区役員の就任	公示	に改める。 「一般社団法人岐阜自家用自動車組合」を 「一般社団法人西濃自家用自動車組合」を 「一般社団法人岐阜自家用自動車組合」を		令和六年五月二十八日	六十八号)の一部を次のように改正する。 岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示(平成十五年岐阜県告示第二百	岐阜県告示第二百四十八号	所に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役	次のとおりとする。	3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 市町村栽村整備計画で定める標準付期齢以上のものとする		(—)	三 指定施業要件 土砂の流出の防備	二 指定の目的 下呂市金山町祖師野字浅谷一二〇六の一六から一二〇六の一八まで
庁 編 集 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社	Ø		合合			百		役	地改良区	西南部土 · □·□□	る 改良区名 年月日 役名 氏 名 住 所	岐阜県知事。古田	令和六年五月二十八日	公示する。 公示する。 とおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により